



金沢市公報

号外第 3 9 号の 3

平成17年(2005年)12月28日

〒920 8577

金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ	金沢美術工芸大学学則の一部を改正する規則	
規則		(美術工芸大学)	1
金沢市契約規則の一部を改正する規則		(監理課)	1

規 則

金沢市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月28日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第110号

金沢市契約規則の一部を改正する規則

金沢市契約規則(平成15年規則第1号)の一部を次のように改正する。

第43条第1項第4号中「第48条第4項、第53条の3又は第54条の規定による審決(同条第3項の規定による公正取引委員会が該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。)を行い、当該審決」を「第49条第1項に規定する排除措置命令又は独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該排除措置命令又は課徴金の納付命令」に改め、「(独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)」を削り、同項第5号中「第48条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金の納付命令が同条第6項の規定により確定した審決とみなされた」を「第66条第4項に規定する審決を行い、当該審決が確定した」に改め、同項第6号中「審決に」を「前号に規定する審決に」に改め、同項第7号中「使用人」の次に「を含む。」を加え、「刑法」を「独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。)又は刑法」に、「又は第198条」を「若しくは第198条」に改める。

第49条第1項第1号中「当該審決」を「当該排除措置命令又は審決」に改める。

附 則

この規則は、平成18年1月4日から施行する。

金沢美術工芸大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月28日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第111号

金沢美術工芸大学学則の一部を改正する規則

金沢美術工芸大学学則(昭和47年規則第32号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 夏季休業 8月11日から9月30日まで

(6) 冬季休業 12月28日から翌年1月6日まで

第37条中「定期試験等」を「試験等」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

平成17年(2005年)12月28日 印刷
平成17年(2005年)12月28日 発行

発行人
発行所
印刷者 石川県金沢市玉銚4丁目166番地
印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

定価 120円

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄